

埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（こい、ふな、うなぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

6 第4項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を持つ者は、埼玉県の区域で遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
四つ手網	長辺3m未満
投網	円周20m未満
釣り	道糸3本以内、幅は3mの範囲内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
こい、ふな、うなぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その納付場所は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、 やす突、釣り	1年	6,000
			1日	2,000
乙 種		釣り	1年	4,000
			1日	600

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則、埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。